

議案第14号

幸手市放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例

幸手市放課後児童クラブ設置条例（昭和54年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表たけのこ児童クラブの項の次に次のように加える。

きの子児童クラブ	幸手市大字上高野1065番地 幸手市立上高野小学校内
----------	----------------------------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月20日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

幸手市立上高野小学校内に新たな放課後児童クラブを設置したいので、この案を提出するものである。

